

森林づくりに係る施策の取組状況について

1 滋賀県の森林の現状と課題

滋賀県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の物質生産といった多面的機能の発揮を通じ、県民生活に様々な恩恵をもたらしている。

その森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、後述する基本計画に基づき施策を推進しているが、近年顕在化する以下の課題に対応する必要性が生じている。

- 花粉発生源対策に資する主伐再造林の推進・再造林の確実な実施
- 伊吹山など局地的な土砂災害・豪雨への迅速な対応と、森林整備等の実施
- カーボンニュートラル、GX、生物多様性に資する森林整備の推進
- 森林の公的管理に向けた検討
- 航空レーザ測量など詳細なデータやICTを活用するスマート林業の一層の推進
- 森林組合合併を契機とした県産材生産・流通の効率化・競争力強化
- 企業との連携の強化による森林整備の推進、農山村地域の活性化、木材利用の推進
- 木育拠点施設“しがモック”の整備を契機とした、木に触れる機会の更なる創出
- 木材の生産・流通の各段階における人材の確保・育成等の推進
(所得や安全衛生の向上を含む)

2 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の中間改定について

琵琶湖森林づくり条例に基づき、「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)」を策定し、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、総合的かつ計画的に施策を推進している。なお、令和5年3月に制定された「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」に基づき、令和5年11月に改定している。

本基本計画については、計画開始から5年を見直すこととされており、上記の課題や分収造林事業のあり方検討の議論も踏まえ、令和6年度から令和7年度にかけて見直し作業を行い、令和8年3月に策定・公表した。

中間改定の概要は別添資料のとおり。

3 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)に係る主な取組状況

主な取組状況は別添資料のとおり。

4 森林の多面的機能と森林整備が水源環境に及ぼす影響について

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給などの多面的機能を有しており、中でも琵琶湖を有する本県にとっては、水源涵養機能等の発揮が特に重要である。

土木学会において、株式会社建設技術研究所、京都大学防災研究所田中教授、関西広域連合による「琵琶湖・淀川流域における森林整備が水源環境に及ぼす影響」について論文発表があったので紹介する。

詳細は別添資料のとおり。